

産業廃棄物処分業許可証

住所 広島県呉市川尻町才野谷624番地1

氏名 有限会社 栄晃
代表取締役 榑原 隆信

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

呉市長 新原 芳明



許可の年月日 令和2年12月13日

許可の有効年月日 令和7年12月12日

1. 事業の範囲

事業の区分

中間処理（焼却、破碎、圧縮固化）

産業廃棄物の種類

【焼却】 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（これらのうち廃プリント配線板、廃ブラウン管、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃石膏ボード、廃容器包装及び自動車等破碎物を含み、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等、判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

【破碎】 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（これらのうち廃石膏ボード及び廃容器包装を含み、廃プリント配線板、廃ブラウン管、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、自動車等破碎物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

【圧縮固化】 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず（これらのうち廃容器包装を含み、廃プリント配線板、自動車等破碎物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設

裏面記載のとおり

3. 許可の条件

余白

4. 許可の更新又は変更の状況

令和3年1月21日 更新許可

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 中間処理施設

設置場所 呉市川尻町才之谷5138番3

施設の種類	廃棄物の種類	処理能力	設置年月日	許可年月日及び許可番号
焼却施設	廃油	3.36 t/24時間	平成25年9月23日	平成25年2月20日 呉2061076号
	廃プラスチック類	7.632 t/24時間		
	産業廃棄物 (令第7条第13号の2)	12.36 t/24時間		

設置場所 呉市川尻町才野谷624番1外

施設の種類	廃棄物の種類	処理能力	設置年月日	許可年月日及び許可番号
破碎施設①	廃プラスチック類	4.76 t/日	平成19年11月14日	_____
	紙くず	2.72 t/日		
	木くず	4.16 t/日		
	繊維くず	1.09 t/日		
	ゴムくず	4.32 t/日		
	金属くず	3.07 t/日		
	ガラスくず, コンクリートくず 及び陶磁器くず	4.53 t/日		
破碎施設②	木くず	100.00 t/日	平成22年1月28日	平成22年1月28日 呉2051074号
圧縮固化施設	廃プラスチック類, 紙くず, 木くず, 繊維くず	4.32 t/日	平成21年8月1日	_____

(2) 保管施設

	所在地	廃棄物の種類	面積	保管上限	積み上げ高さ
1	呉市川尻町才之谷 5138番3	廃プラスチック類 紙くず 木くず 繊維くず ゴムくず 金属くず ガラスくず コンクリートくず及び陶磁器くず	23 m ²	10 m ³	0.5m
2			15 m ²	6 m ³	0.5m
3			30 m ²	45 m ³	3.0m
4			30 m ²	45 m ³	3.0m
6			56 m ²	112 m ³	4.0m
7			20 m ²	6 m ³	1.0m
9			27 m ²	19 m ³	2.2m
5			呉市川尻町才之谷 5138番3	燃え殻, 汚泥, 廃油, 廃酸, 廃アルカリ, 動植物性残さ, 動物系固形不要物	28 m ²
10	呉市川尻町才野谷 624番1外	廃プラスチック類, 紙くず, 木くず, 繊維くず, ゴムくず, 金属くず ガラスくず, コンクリートくず, 陶磁器くず	13 m ²	31 m ³	2.4m
11			12 m ²	28 m ³	2.4m
12			12 m ²	28 m ³	2.4m
13			9 m ²	21 m ³	2.4m
14	呉市川尻町才野谷 624番1外	木くず	168.4 m ²	176.9 m ³	3.5m

以下余白